

公告

次のとおり「あいち防災フェスタ」開催業務の委託先を募集します。

2025 年 5 月 29 日

愛知県知事 大村 秀章

1 業務の目的

南海トラフ地震の発生が危惧される中、県民、自主防災組織、地域団体、企業、NPO 及びボランティア等が連携を深め、一体となって防災対策に取り組む防災協働社会の形成を推進することが必要である。

また、地震への備えとして身近にでき、かつ減災効果の高い家具等の転倒防止対策の推進や、防災ボランティア活動を促進していくことが求められている。

こうした中で、広く県民に防災協働社会の必要性を訴えるとともに、災害時のボランティア活動及び家具転倒防止対策等を紹介し、防災知識の普及、県民の防災意識の高揚、家庭における災害対策の促進及び防災ボランティア活動への理解の促進を図る。

さらに、ペット防災に関するイベントとして、ペット防災マルシェを実施することにより、ペット同行避難対策を推進する。

2 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 募集を開始した日から選定の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 企画提案書提出期限の時点において、物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月）の、大分類「03. 役務の提供等」・中分類「03. 映画等製作・広告・催事」・小分類「03. 催事」に登録されている者で、本社、支店又は営業所が愛知県内に所在する者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

3 委託内容

「あいち防災フェスタ」開催業務

- ・業務の取組方針の設定、スケジュールの適正管理及びマニュアルの作成
- ・展示ブースの設置・運営・管理業務
- ・啓発グッズ及びパンフレット製作業務
- ・報告書作成業務 等

4 委託業務明細

別添の仕様書のとおり

5 委託料（消費税込み）

5,784,042 円以内

内訳 あいち防災フェスタ 5,424,793 円以内

ペット防災マルシェ 359,249 円以内

6 委託期間

契約の日から 2025 年 12 月 26 日(金)まで

7 選定事業者数

1 者

8 企画書及び見積書等の提出

- (1) 企画書 6 部、経費積算書 1 部、社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 1 部、会社概要パンフレット 1 部を提出すること。なお、これらの提出に係る経費は応募者の負担とする。

また、多くの集客を図ることのできる企画案とし、以下に示すア～クの内容について作成すること。

ア 「あいち防災フェスタ」開催業務企画書表紙

イ 業務の取組方針、スケジュール及びマニュアルの作成 様式 1

ウ ステージレイアウト（音響設備等も含む） 様式 2

エ ステージイベントの内容 様式 3

オ 展示ブースの設備等の会場レイアウト 様式 4

カ チラシのデザイン及び仕様 様式 5

キ 自由提案 様式 6

ク 雨天・夜間時の対応（ステージ及びブース） 様式 7

- (2) 企画書の様式等については、A 4 判縦（A 3 判の場合は片袖折りとする。）とするが、内容に応じてレイアウトの変更は可。

- (3) 経費積算書の様式等の指定は特にないが、単価及び個数など詳細に記入すること。

- (4) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書の様式は別添 1 のとおり。

- (5) 企画書等の受付期間は、2025 年 5 月 29 日（木）から 6 月 19 日（木）午後 3 時まで（必着）とし、持参、郵送等により提出すること。

提出先 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課 啓発グループ

9 企画書等の作成に伴う質問と回答

(1) 質問

質問は、様式 8 の質問書によるものとする。

ア 受付期間

2025 年 6 月 2 日（月）午後 3 時まで

イ 提出方法

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課のメールアドレスに提出する。

E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp

なお、件名は「防災フェスタ質問書の提出について」とすること。

(2) 回答

回答は、2025 年 6 月 6 日（金）までに愛知県防災安全局ホームページの「入札・契約・公募の情報」に掲載する。[\(https://www.pref.aichi.jp/bousai/\)](https://www.pref.aichi.jp/bousai/)

(3) その他

質問受付期間外は、質問を一切受け付けない。

10 企画書作成に当たっての留意事項

- (1) 内容は企画から事業完了に至るまでの一切の業務とし、できる限り具体的で、かつ確実に実施できるものであること。
- (2) すべての業務について、愛知県と連絡・調整をとり、愛知県の指示に従って行うこと。
- (3) 採用されたデザインと文言の著作権は愛知県に帰属するものとする。
- (4) 提出された企画書は返却しない。
- (5) 企画書の作成にあたり、あいち防災キャラクター「防災ナマズン」の使用のため、著作権者と連絡をとる必要がある場合は、必ず県を通して連絡をすること。
また、使用により費用が発生する場合は応募者の負担とする。

11 企画書等提出後の措置

- (1) 企画書等を提出した者の中から最優秀提案事業者を選考するため、別に定める委託事業者選考委員会を開催し、提出された企画書等について、あらかじめ定めた審査基準（評価項目及び評価点）に基づき審査を行う。
- (2) 選考結果は、愛知県防災安全局ホームページにて公表し、企画書等の提出者には、結果を通知する。
- (3) 県は選考された最優秀提案事業者を契約交渉の相手方とする。最優秀提案事業者と契約を締結するに至らなかった場合は、次点の事業者を契約交渉の相手方とする。
- (4) 県は受託者と、別添の契約書（案）により、契約を締結する。

12 問い合わせ先

愛知県防災安全局防災部防災危機管理課 啓発グループ 中山
電話 052-954-6190（ダイヤルイン）